

# 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年 7月 9日

鳥取県企業局西部事務所長 石田 昭博

## 1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量  
新幡郷発電所非常用発電機点検委託 一式
- (2) 業務の仕様  
入札説明書による。
- (3) 業務の期間  
契約締結日から平成30年11月30日まで
- (4) 履行場所  
西伯郡伯耆町中祖
- (5) 入札方法

### ア 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を記載すること。

### イ 郵便等による入札

不可とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「建物等の保守管理」の「電気通信設備管理（運転保守）」に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年7月13日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であ

ることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成15年4月1日以降に、発電機または発電設備(自家あるいは非常用)の保守点検、整備又は修理を行った実績があること。

### 3 契約担当部局

鳥取県企業局西部事務所

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒683-0012 米子市八幡165

鳥取県企業局西部事務所

電話 0859-26-0017 ファクシミリ 0859-26-0437

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、平成30年7月9日(月)から同年7月31日(火)までの間にインターネットの企業局ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokyoku/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成30年7月9日(月)から同年7月31日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午後4時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年8月6日(月)午後1時30分

イ 開札日時

アに同じ

ウ 場所

鳥取県米子市八幡165

鳥取県企業局西部事務所会議室

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者にとっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に平成30年7月31日(火)午後4時まで(郵送可。ただし、前記の日時まで(必着)し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で、平成26年鳥取県企業局施設管理調達最低制限価格制度実施要領第4条の規定により設定された最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低価格をもって入札を行った者を、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。